

杉並区高齢者施策推進計画の改定に向けた基本的な考え方等について

令和 8 年度で計画期間が終了する杉並区高齢者施策推進計画（以下「計画」という。）の改定に向けた基本的な考え方等について、次のとおり報告します。

1 基本的な考え方

- (1) 杉並区保健福祉計画を構成する高齢者分野の計画として、現計画と同様に、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を包含した計画とする。
- (2) 計画の章立て構成は、原則として現計画を踏襲するが、認知症施策推進計画については、更なる施策推進に向け、現在の介護保険事業計画と同様に独立した章立てとする。
- (3) 計画の内容は、これまでの実績や令和 7 年度に実施した杉並区高齢者等実態調査の結果等を踏まえるとともに、上位計画である杉並区総合計画・実行計画等との整合を図る。

2 計画期間

計画期間は、介護保険法に基づく介護保険事業計画の計画期間に合わせ、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とする。

3 改定の進め方

- (1) 計画改定案は、適宜聴取する介護保険運営協議会の意見等を踏まえて策定する。
- (2) 上記(1)のほか、認知症施策推進計画の内容等は、認知症の人とその家族等が参画するワーキンググループの意見反映を図る。
- (3) これらにより策定した計画改定案について、区民等の意見提出手続を実施した上で、改定後の計画を決定する。

4 計画の構成等（現時点のたたき台）

裏面参照

現計画（令和6～8年度）	改定計画（令和9～11年度）	備考
序章 新たな保健福祉分野の計画策定に当たって 1 基本的な考え方 2 保健福祉分野全体を貫く基本理念 3 分野横断的な取組等に向けて	第1章 計画の基本的事項 1 計画改定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間 4 計画の目標 5 日常生活圏域の設定 6 SDGsとの関係 7 計画の推進に当たって	・資料2別紙を参照
第1章 計画の基本的事項 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間 4 計画の目標 5 日常生活圏域の設定 6 SDGsとの関係		
第2章 計画を取り巻く動向等 1 高齢者の状況 2 これまでの区の主な取組と課題	第2章 計画を取り巻く動向等	
第3章 計画の体系と取組内容 1 計画の体系 2 取組内容	第3章 計画の体系と取組内容	
第4章 第9期介護保険事業計画 1 第9期介護保険事業計画の趣旨 2 第8期計画の実績 3 第9期の第1号被保険者数と認定者数の推計 4 第9期計画におけるサービス量及び給付費の見込み 5 第9期計画における介護保険料	第4章 認知症施策推進計画	・第2回介護保険運営協議会に報告する計画素案に記載
第5章 計画の推進に当たって	第5章 第10期介護保険事業計画	
資料編 1 用語一覧（五十音順） 2 介護サービスの種類と内容 3 介護保険給付費と保険料の推移	資料編	・公表する計画（改訂版）に掲載

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年8月 第2回介護保険運営協議会に計画素案を報告し意見聴取
- 10月 第3回介護保険運営協議会に計画素案（修正版）を報告して意見聴取
- 11月 計画改定案を策定
- 12月 計画改定案に係る区民等の意見提出手続きを実施
- 令和9年1月 第4回介護保険運営協議会に計画案（修正後）を報告して意見聴取
- 2月 計画（改訂版）を決定
- 3月 計画（改訂版）を公表

杉並区高齢者施策推進計画（令和 9～11 年度）における 「第 1 章 計画の基本的事項」（現時点のたたき台）

1 計画改定の趣旨

- 区では、令和 5（2023）年度に、「杉並区保健福祉計画」の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の取組をより把握しやすくするため、5 分野それぞれの計画を策定し、それらを総称して杉並区保健福祉計画とすることとしました。
- このことを受け、高齢者分野の個別計画として策定した「杉並区高齢者施策推進計画」（以下「計画」という。）は、令和 8（2026）年度をもって計画期間が終了となることから、計画を改定するものです。
- 計画の改定に当たっては、これまでの実績や令和 7（2025）年度に実施した杉並区高齢者等実態調査の結果とともに、区長の附属機関である杉並区介護保険運営協議会の意見等を踏まえて検討を積み重ねました。
- 区は、引き続きこの計画に基づき多くの元気な高齢者が豊かな知識・経験等を生かして活躍することができる一方、2040 年問題^{※1}を見据えた医療・介護・福祉の充実や、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域社会づくりなど、高齢者施策を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

- この計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえ、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく「市町村認知症施策推進計画」を包含するものとします。

※1 2040 年問題：少子化による急速な人口減少と、団塊ジュニア世代（昭和 46（1971）年から昭和 49（1974）年に生まれた世代）が全員高齢者（65 歳）となる 2040 年に、日本が直面するとされる労働者人口の減少、社会保障費の増額、インフラの老朽化など様々な課題のこと

■計画の位置付け（イメージ図）



3 計画期間

- 計画期間は、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の計画期間に合わせ、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間とします。
- なお、上位計画の改定等を踏まえて、適宜必要な改定・見直しを図ることとします。

■計画期間

令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
杉並区総合計画（令和4（2022）年度から令和12（2030）年度）		
杉並区実行計画（令和4（2022）年度から令和12（2030）年度）		
杉並区高齢者施策推進計画（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）		

4 計画の目標

- 計画の目標は、引き続き2040年問題を見据えて、多くの元気な高齢者が豊かな知識・経験等を生かしていきいきと活躍する活力ある高齢社会を展望するとともに、介護等が必要になっても住み慣れた地域で支え・支えられながら自分らしい生活を続けることができる共生社会の実現を目指し、次のとおりとします。

【目標】

活力ある高齢社会と地域共生のまちの実現

■活力ある高齢社会と地域共生のまち（イメージ図）

別途作成

整合

保健福祉分野を貫く基本理念

- 人間性の尊重
日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。
- 自立の促進
すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。
- 予防の重視
誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機^{※2}などを軽減する予防の取組を重視します。
- 支え合いの醸成
様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。
- 孤立の防止
必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。

※2 健康危機：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

5 日常生活圏域の設定

- 介護保険法第117条第2項第1号により、「市町村介護保険事業計画」において定めるところとされている日常生活圏域は、引き続き、高齢者総合相談窓口 ケア24（地域包括支援センター）※3の担当区域に一致させて設定します。



圏域名称	担当の地域包括支援センター
井草地域	西武新宿線の上井草駅、井荻駅、下井草駅の3駅を中心とした地域 ①ケア24上井草、②ケア24下井草
西荻地域	JR中央線の西荻窪駅を中心とした地域 ③ケア24善福寺、④ケア24上荻、⑤ケア24西荻
荻窪地域	JR中央線の荻窪駅を中心とした地域 ⑥ケア24清水、⑦ケア24荻窪、⑧ケア24南荻窪
阿佐谷地域	JR中央線の阿佐ヶ谷駅を中心とした地域 ⑨ケア24阿佐谷、⑩ケア24成田、⑪ケア24松ノ木
高円寺地域	JR中央線の高円寺駅を中心とした地域 ⑫ケア24高円寺、⑬ケア24梅里、⑭ケア24和田
高井戸地域	京王井の頭線の久我山駅、富士見ヶ丘駅、高井戸駅、浜田山駅の4駅を中心とした地域 ⑮ケア24久我山、⑯ケア24高井戸、⑰ケア24浜田山
方南・和泉地域	京王井の頭線の西永福駅、永福町駅の2駅と地下鉄丸ノ内線の方南町駅を中心とした地域 ⑱ケア24堀ノ内、⑲ケア24永福、⑳ケア24方南

※3 高齢者総合相談窓口 ケア24（地域包括支援センター）：保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。杉並区では「高齢者総合相談窓口 ケア24」という名称で区内に20所設置しており、以下「ケア24」と表示

6 SDGsとの関係

- 平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年に向けた国際目標であるSDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が採択されました。このSDGsでは、ゴール（目標）の「3 すべての人に健康と福祉を」「8 働きがいも経済成長も」など、この計画と関係するゴール（目標）及びターゲット（対象）が設定されています。
- このことを踏まえ、本計画においても区の取組とSDGsとの対応関係を示すとともに、引き続きSDGsの考え方と軌を一にして取り組んでいきます。

■本計画と関係するSDGsのゴール（目標）



7 計画の推進に当たって

- 計画の推進に当たっては、区内の関係機関・団体等との連携・協働を図るとともに、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の関係部局と横断的な連携を強化して取り組んでいきます。
- また、計画の毎年度における進捗状況の検証・評価は、介護保険法第117条第7項の規定等を踏まえ、杉並区介護保険運営協議会の意見を聴取し、その結果等を考慮して取組内容の新規・拡充や執行方法の改善・見直しを図るとともに、計画の改定・見直しに反映するなど、PDCAサイクル※4に基づいて計画を推進していきます。

■PDCAサイクル（イメージ）



※4 PDCAサイクル：PDCAはPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の略。生産・品質などの管理を円滑に進めるため、企業活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ